

住宅用家屋証明書

租税特別措置法施行令

(イ)第41条

特定認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外

- (a)新築されたもの
- (b)建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

- (c)新築されたもの
- (d)建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

- (e)新築されたもの
- (f)建築後使用されたことのないもの

(ロ)第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)

(a)第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で住宅建物取引業者から取得したもの

(b)(a)以外

の規定に基づき、下記の家屋
 するものである旨を証明します。

年 月 日

(ニ)建築
(ホ)取得

がこの規定に該当

申請者の住所	速見郡日出町		
申請者の氏名			
所在地	速見郡日出町		
家屋番号	番		
建築年月日	年	月	日
取得年月日	年	月	日
取得の原因 (移転登記の場合に記入)	(1)売買	(2)競落	
申請者の居住	(1)入居済	(2)入居予定	
対象部分 床面積	m ²	対象部分 構造	
区分建物の耐火性能	(1)耐火・準耐火	(2)低層集合住宅	

日 税 証 第 号

年 月 日

速見郡日出町長 本 田 博 文